

京都市交通局管理規程第4号

京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

平成19年10月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第9条第1項中「6月以上」を「12月以上（雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として別に定める者その他国家公務員の例に準じて別に定める者については、6月以上）」に、「雇用保険法」を「同法」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この改正規程による改正後の京都市交通局職員退職手当支給規程の規定は、この改正規程の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(交通局企画総務部職員課)